

オリジナル講座約款にあたって

北九州市立大学生生活協同組合

北九州市立大学生協は特定商取引法から適用除外されています。また特定商取引法の対象となる高額商品(5万円)には該当しないものもありますが、消費者保護の観点からクーリングオフの対象とするなど、以下のオリジナル講座約款に則った内部統制をする方針で臨んでいます。

オリジナル講座約款

内容を十分お確かめください

(適用範囲)

第1条 本約款は、北九州市立大学生生活協同組合(以下「生協」という。)が実施する講座(以下「本講座」という。)に適用される条件を定めたものです。本約款に定めのないものについては、各種受講案内及び受講申込書等の定めによるものとします。

<本約款の対象となる講座>

- ①公務員試験入門講座(公務員入門講座)
- ②公務員試験対策講座(公務員講座)
- ③生協パソコン講座(パソコン講座)

*上記以外の講座は、各種受講案内及び受講申込等の定めによりますが、定めのない項目は本約款に沿うものとします。

*講座の名称については、組合員にわかりやすい名称で表示および呼称する場合があります。詳しくは各種受講案内及び受講申込書等でご確認ください。

(契約の成立)

第2条 本講座の申込者(以下「申込者」という。)は、本約款及び各種受講案内の内容及び条件を承諾の上、生協に対し、受講の申込みを行い、生協がこれに承諾した時点で受講契約が成立するものとします。申込にあたっては、組合員に加入していることが前提となります。

(受講料のお支払い)

第3条 申込者は、各種受講案内及び受講申込書等に記載された受講料、その他教材等の金額(以下「受講料等」という。)を、生協が指定した方法により、生協が指定した期日までに支払うものとします。

(役務の提供)

第4条 生協は、申込者に対して、各種受講案内及び受講申込書等に記載された講座の中から申込者が選択した申込内容の役務を提供します。ただし、当初の予定通りに役務が提供できない場合には、速やかに代替措置を講じます。

(受講開始日)

第5条 本講座の受講開始日は、申込者の受講の有無にかかわらず、各種受講案内に記載された日又は生協が申込者に個別に案内した日とします。学事日程の変更などで開始日が変更または未定の場合は受講開始前にご案内いたします。

(実施場所)

第6条 本講座は、各種受講案内に記載された場所において実施します。ただし、やむを得ない事情がある場合には、あらかじめ申込者に対し生協所定の方法により告知した上、他の場所に移動することがあります。

(受講期間、回数、形態)

第7条 本講座の受講期間、回数、指導形態、講座を実施する上での条件(最低催行人数など)は、各種受講案内または受講申込書等に記載するものとし、申込者は、各種受講案内及び申込書等に記載された受講期間及び回数に限り受講できるものとします。

- 2 受講者が再度受講を希望する場合には、新規に契約締結していただきます。

(関連商品)

第8条 本講座の実施に付随して必要となる関連商品(教材等書籍・資料、情報処理機器、インターネットでのEラーニング等)の販売を行う場合は、その関連商品毎の価格・数量を各種受講案内に記載もしくは別途の案内を作成して通知するものとします。

(クーリングオフ)

第9条 申込者は、生協が申込書を受領した日から8日以内に限り、書面を提出することにより受講契約を解除することができるものとし、生協は、申込者に対し、受領済みの受講料等を速やかに返還するものとします。

- 2 前項の契約の解除があった場合、申込者は、生協に対し、違約金や損害賠償を支払う必要はありません。
- 3 第1項の契約の解除があった場合、すでに引き渡された教材や関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。
- 4 申込者が、不実告知による誤認または威迫による困惑によってクーリングオフをしなかったときは、改めて生協がクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフができます。

(中途解約)

第10条 申込者は、前条に定める期間経過後であっても、書面の提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。

- 2 申込者から、前項による中途解約がなされた場合、生協は、申込書に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

(1)受講開始前である場合

受領済みの受講料ー下記の講座毎の通常要する初期費用

<講座毎の通常要する初期費用>

- ①公務員試験入門講座 上限10,000円までの初期費用
- ②公務員試験対策講座 上限15,000円までの初期費用
- ③生協パソコン講座 上限6,000円までの初期費用

(2)受講開始後である場合

受領済みの受講料ー{(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)

+教材費用+下記の解約手数料}

<解約手数料>

5万円または、{受講料ー(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)}×20%)のいずれか低い額とします。

- 3 第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、申込者は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。
- 4 第3項の解約の申出先は生協が指定する窓口となります。
- 5 第3項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の代金を既に受領している代金がある場合は、申込者に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。
- 6 生協の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 7 生協は、申込者に対し、本条の規定による返還金のある場合は、生協の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)

第11条 本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講をしなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けられないものとします。

(講座内容の権利)

第12条 本講座で使用する講義・教材・試験・検査等(如何なる媒体であるかを問いません)の講座内容を無断で複製・複写することは一切できません。

- 2 申込者は、本講座を受ける権利を他人に譲渡することはできません。

(個人情報保護)

第13条 生協は、収集した申込者の個人情報に関しては、生協の個人情報保護方針及び規則に則り適切に取り扱うものとします。

(損害賠償)

第14条 本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等については、原則として生協は責任を負いません。ただし、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、本講座の各受講料を限度(生協に故意または重大な過失があった場合を除きます)として賠償します。

(閉鎖および解散)

第15条 生協は必要と認めた場合、本講座の中止することができます。なお、この場合、生協は申込者に対し、第10条の中途解約の規定に準じて返還します。

(紛争の解決)

第16条 本約款に定める事項および受講契約内容について疑義が生じた場合、両者協議の上、解決するものとします。

- 2 本約款及び受講契約に定めのない事項については、民法および特定商取引に関する法律に関する法律その他の関連諸法によるものとします。
- 3 万一、生協と申込者との間に争訟が生じた場合、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

(本約款の変更・廃止)

第17条 生協は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更・廃止後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、受講者への周知を図ります。
 - (1)店舗での掲示
 - (2)Webサイトへの掲示
- 3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(施行)

第18条 本約款は2019年10月1日から施行致します。

設定・改定年月日

2019年9月25日 設定

2022年2月9日 改定

返金・各講座の解約等についての注意

返金について

- ECサイトにてクレジットカード払いをされた場合、翌月にクレジットカード返金処理がされます。
- ECサイトにてコンビニ払いをされた場合、および下記講座の解約があった場合、ご指定口座に振込返金となります(振込手数料はお客様負担です)。

以下に各講座に関する契約内容を記載しています。

途中キャンセルなどに関する重要な内容も含まれておりますのでオリジナル講座約款と併せてご確認ください。

受講申込者(以下「甲」という。)と北九州市立大学生生活協同組合(以下「乙」という。)とは、以下の条項により契約を締結する。

パソコン講座

(中途解約)

甲は、クーリング・オフ期間経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を中途解約することができるものとします。

甲から、前項による中途解約がなされた場合、乙は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返還するものとします。

- (1)申込期間終了後から受講開始前である場合 生協パソコン講座 上限6,000円までの初期費用

(2)受講開始後である場合 受領済みの受講料ー{(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)+教材費用+下記の解約手数料}

<解約手数料>

5万円または、{受講料ー(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)}×20%)のいずれか低い額とします。

第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、甲は、甲に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

第3項の解約の申出先は乙が指定する窓口となります。

第3項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の代金を既に受領している代金がある場合は、甲に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。

乙の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

乙は、甲に対し、本条の規定による返還金のある場合は、乙の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)

本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講をしなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けられないものとします。

「超」感覚英語・TOEIC講座

【ご確認事項】

1.講座のスケジュールはできる限り大学の正課の授業が少ない時間帯を選んでいます。正課の授業と重なる場合がございます。その場合正課の授業を優先されてください。

※正課の授業との重複によるキャンセルの場合、4月11日までに生協ショップに①キャンセル申請書②授業時間割を印刷した用紙をご提出いただけましたら、通年分をご返金いたします。

2.中途解約(クーリングオフが可能な期間の経過後の解約解除)に関する事項

(1)無料模擬授業を受けてみて最終的に受講するかどうかを決めることができます。無料模擬授業終了後から4月7日までは全額ご返金いたします。

(2)4月8日~4月11日までに契約解除の場合、講座受講料(教材代金を含む)から3,000円(講座準備費用)を差し引いた金額をお返しいたします。

(3)講座開始後の途中解約の場合、講座受講料(教材代金を含む)から①・②を差し引いた金額を返金いたします。

①講座受講料(教材代金を含む)から解約申し出日までに実施された講義の受講料(「超」感覚英語・TOEIC講座 単価1回3,990円(税込))・教材費を差し引いた金額

②①の金額から消費税分を控除した金額の20%に相当する金額(100円未満は切り捨てとする)

記載のない項目につきましてはオリジナル講座約款に沿うものいたします。

公務員・社会人基礎力養成講座

(解約)

甲は、クーリング・オフ経過後であっても、書面を提出することにより、受講契約を解約することができるものとします。

甲から、前項による中途解約がなされた場合、乙は、申込者に対し、以下の定めに従った金額を返金するものとします。

- (1)講座開始3日以上前である場合、受領済の受講料全額を返金いたします。

(2)2日前から前日である場合

受領済の受講料ー2,000円を返金いたします。

受講開始後である場合 受領済みの受講料ー{(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)+教材費用+下記の解約手数料}

<解約手数料>

5万円または、{受講料ー(受講済みの受講回数×受講料÷総受講回数)}×20%)のいずれか低い額とします。

第1項の中途解約があった場合、本講座に付随する関連商品の販売または、その代理もしくは媒介を行っているときは、甲は、甲に引き渡しの完了していない関連商品販売契約についても解約することができます。

第3項の解約の申出先は乙が指定する窓口となります。

第3項の解約があった場合、生協は、申込者に引き渡しの完了していない関連商品の代金を既に受領している代金がある場合は、甲に対し、速やかに当該金額を返還するものとします。

乙の事情変更に基づく中途解約に当たっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

乙は、甲に対し、本条の規定による返還金のある場合は、乙の指定する方法で速やかに申込者に返還するものとします。

(未受講の場合の返金)

本講座の契約が成立し、申込者の受講の有無に関わらず申込者に明示された受講案内の指導がなされている限り、申込者の都合により受講をしなかった場合は、本講座の受講料の返金は受け付けられないものとします。

乙 北九州市立大学生生活協同組合

代表者名 松浦 和規

電話番号 093-961-4430

住所 福岡県北九州市小倉南区北方4-2-1

FAX番号 093-961-5944